一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
府谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県養父市大屋町加保
字籠谷　二五番二から二五番四まで
二六番一から二六番三まで
二八番から三二番まで
字奥ノ谷　四四九番から四五三番まで
四五四番二
四五五番
四五六番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県養父市大屋町加保
字谷口　四五九番　一号及び二号
四五八番　十七号及び十八号
字籠谷　二七番　三号から九号まで
三三番　十号から十六号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県宍粟市山崎町土万
字山根　三九七番一及び三九七番三
三九八番九
三九八番二二から三九八番二五まで
三九八番三二及び三九八番三三
三九八番三六から三九八番四〇まで
三九八番四二から三九八番五一まで
字圓光寺　四〇〇番四
四〇一番二及び四〇一番三
字大谷　五〇四番二
五〇六番二
五〇七番から五一一番まで
五一一番三三
五一一番三五から五一一番四八まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県宍粟市山崎町宇野
字谷口　三九三番一
三九三番五及び三九三番六
三九四番二
三九五番二
三九六番から四〇三番まで
四〇四番二
四〇六番一六及び四〇六番一七
四〇六番一九
四〇六番四七
四〇六番五四
四〇六番六〇及び四〇六番六一
四〇六番六六
四〇六番七〇
四〇六番七二
四〇六番七四及び四〇六番七五
四〇六番八〇から四〇六番八二まで
四〇七番五
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長水川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県宍粟市山崎町宇野
字谷口　四〇六番五七　一号
四〇六番五八　二号から四号まで
四〇六番五五　五号から七号まで
四〇六番七九　八号
四〇六番八三　九号
四〇六番六八　十号から十二号まで
四〇六番六三　十三号
地先河川敷　四〇六番六三　十四号
四〇六番六二　十五号及び十六号
四〇六番二七　十七号
四〇六番六九　十八号
四〇六番七三　十九号から二十四号まで

四〇六番五二　二十五号
四〇六番五七　二十六号
地先道路敷
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八岡川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県宍粟市山崎町神谷
字八岡　二番三六　一号及び二号
二番二五　三号及び四号
二番三八　五号から八号まで
二番三九　九号から十二号まで
二番四〇　十三号及び十四号
地先道路敷　二番四〇　十五号
地先河川敷　二番四〇　十六号から三十三号まで
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
安黒川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県宍粟市一宮町安黒
字池岩　八四六番一六　一号
地先道路敷　八四六番一六　二号及び三号
八四六番一六　四号から八号まで
八四六番八二　九号から十一号まで
八四六番八三　十二号
地先道路敷　八四六番八三　十三号から十五号まで
八四六番七二　十六号及び十七号
地先河川敷　八四六番一八　十八号から二十号まで
八四六番八〇　二十一号から三十六号まで
八四六番七九　三十七号及び三十八号
八四六番七八
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堀壁川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県丹波市市島町上竹田
字川壁　二四一五番　一号から五号まで
二四一四番　六号
地先河川敷　二四一三番　八号
二四一二番　十号
二四一一番　十一号
二四〇九番　十二号
字汁谷　二三八七番二　十三号
二三八九番一　十四号
二三八九番　十五号
二三九一番　十九号
字宿奥　四一九二番二　二十号及び二十一号
地先河川敷　四一九二番六　九号
四一九二番一　十六号から十八号まで
四一九二番三　二十二号から二十四号まで
四一九二番九　三十一号
四一九二番二　三十二号
四一九二番二　三十三号
兵庫県丹波市市島町中竹田
字堀壁　六五九番二　七号
六三八番　三十六号
字金吹　六二二五番一〇　二十五号から三十号まで、三十四号及び三十五号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
香良川・香良川右支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県丹波市氷上町香良
字タキナメラ　二一〇二番八から二一〇二番一〇まで
字イリズミ　二一〇五番八から二一〇五番一一まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県丹波市氷上町香良
字イリズミ　二一〇五番八　一号
二一〇五番一　二号
二一〇五番一一　三号
字タキナメラ　二一〇二番九　四号
二一〇二番一　五号
二一〇二番八　六号